

品川区電力節減緊急対策本部設置要綱

制定 平成23年4月15日 要綱第 66号

改正 平成27年4月 1日 要綱第553号

改正 平成30年4月 1日 要綱第 64号

改正 令和 6年3月 5日 要綱第 66号

(設置)

第1条 東日本大震災により生じた電力供給の大幅な減少に対応し、品川区内の電力抑制を図ることを目的として、品川区電力節減緊急対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 区の施設および区が実施する事業に係る節電の徹底に関すること。
- (2) 区民、区内事業所等（以下「区民等」という。）に対する節電への積極的な働きかけに関すること。
- (3) 計画停電が実施された場合の区民等への対応に関すること。
- (4) 国、東京都、他区市等との連携および電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号の電気事業者をいう。）との密接な情報交換等に関すること。
- (5) その他、電力需給状況への対応に関すること。

(構成)

第3条 本部は、本部長および本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充て、本部を統括する。
- 3 本部長に事故があるときは、副区長がその職務を代理する。
- 4 本部員は、副区長、教育長、各部長、教育次長および本部長が必要と認める職員をもって充てる。

(幹事会)

第4条 本部における検討に資するため、幹事会を置き、必要な情報の収集・共有と本部における検討事項の調整を行う。

- 2 幹事会は、別表に定める職にある者をもって組織する。

3 幹事会は、総務課長が招集し、会議を総括する。

4 幹事会には、総務課長が必要と認める職員を、開催の都度招集することができる。

(事務局)

第5条 本部の庶務は、区長室総務課において処理する。

(その他)

第6条 本部の運営に関し必要な事項は、別に本部長が定める。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

総務課長
企画課長
施設整備課長
経理課長
環境課長
防災課長
庶務課長
学務課長